一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二七三、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二五一、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四四、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八六、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一四二、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第四百四十五号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十五年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月六日　　農林水産大臣　林　芳正

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

一、八一〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
一キログラム	一二・五五円

○農林水産省告示第四百四十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の七において準用する第八十五条第四項の規定に基づき、昭和五十二年五月三十一日農林省告示第五百四十号（農業災害補償法第八十五条第四項の主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月六日　　農林水産大臣　林　芳正

「兵庫県　西脇市の区域
三木市の区域（旧吉川町の区域を除く。）
小野市の区域
加東市の区域
多可郡の区域」

を「兵庫県　三木市の区域（旧吉川町の区域を除く。）」に改める。

附　則

この告示による改正後の昭和五十二年五月三十一日農林省告示第五百四十号の規定は、平成二十五年産の水稲から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の水稲については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ及び第二号の三ロの規定に基づき、収穫基準共済掛金率、収穫共済掛金標準率、収穫通常標準被害率、収穫通常共済掛金標準率、収穫異常共済掛金標準率、樹体基準共済掛金率、樹体共済掛金標準率、樹体通常標準被害率、樹体通常共済掛金標準率、樹体異常共済掛金標準率、収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を次のように定める。

平成二十五年二月六日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十四号（収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）は、廃止する。

2　この告示は、なつみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、びわ及びうめ以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十六年産の果実（農業災害補償法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係る収穫共済（以下「事故除外方式による収穫共済」という。）及び昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済（以下「特定短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十五年産の果実）に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十七年産の果実（事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済にあっては、平成二十六年産の果実）に係る共済関係から、びわ及びうめに係る収穫共済にあっては平成二十六年産の果実に係る共済関係から、樹体共済にあっては平成二十五年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係から適用するものとし、平成二十五年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済又は特定短縮方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十四年以前の年産の一般果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十六年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済又は特定短縮方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十五年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十五年以前の年産のびわ及びうめに係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十四年度以前に樹体共済に付された果樹に係る共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、畑作物基準共済掛金率、畑作物一次共済掛金標準率、畑作物二次共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、畑作物再保険料基礎率及び畑作物保険料基礎率を次のように定める。

平成二十五年二月六日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十五号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

2　この告示は、平成二十五年産の畑作物共済に係る農作物及び蚕繭（長崎県、宮崎県及び鹿児島県のぱれいしょ、茶並びに岩手県、山形県、福島県、長野県及び岐阜県の蚕繭にあっては、平成二十六年産）に係る共済関係から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の畑作物共済に係る農作物及び蚕繭（長崎県、宮崎県及び鹿児島県のぱれいしょ、茶並びに岩手県、山形県、福島県、長野県及び岐阜県の蚕繭にあっては、平成二十五年以前の年産）に係る共済関係については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月六日　　経済産業大臣　茂木　敏充

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
鹿児島県奄美市名瀬古田町一番地一	鹿児島県立奄美高等学校	機械電気科（電気コース）	第三種電気主任技術者免状	平成二十二年度入学生から適用